

第187回統計委員会 議事録

1 日 時 令和5年1月25日（水）14:30～15:23

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、秋池 玲子、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、富田 敬子、櫛 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、宇南山 卓、加藤 久和、小西 葉子、成田 礼子

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）、農林水産省大臣官房統計部長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長

政策統括官（統計制度担当）：阪本政策統括官、稲垣統計企画管理官、上田次長

4 議 事

- （1）統計委員会委員の発令について
- （2）諮問第164号の答申「住宅・土地統計調査の変更について」
- （3）諮問第165号の答申「法人土地・建物基本調査の変更について」
- （4）部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第187回統計委員会を開催いたします。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、お手元の議事次第のとおり、答申、部会報告などについて説明があります。本

日は、このような議事にしたいと存じます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者、質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名とページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入らせていただきます。まずは、委員の任命についてです。村上委員が、昨年12月31日をもちまして、統計委員会の委員を退任されました。そして、配布資料1のとおり、本年1月1日付で、統計法第47条第1項の規定に基づき、富田敬子常磐大学・常磐短期大学学長が、内閣総理大臣から統計委員会の委員に任命されております。

富田委員、御挨拶いただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。

○富田委員 かしこまりました。皆様、初めてお目にかかります。富田敬子と申します。この度、統計委員会に加わることになりまして、何とぞよろしくお願いいたします。

初めてお話をさせていただくので、簡単に自己紹介させてください。私は今、常磐大学・常磐短期大学の学長を拝命しておりますが、実は5年前まで、約30年間、国際連合に勤務して、主に社会開発分野の仕事に従事しておりました。特に統計分野との関連で申し上げれば、退職前の約8年の間、ニューヨークの国連本部の中にあります統計部に勤務しておりました。主に人口社会統計分野の統計整備を仕事としておりました。具体的には、データの国際標準化であるとか、あとはSDGsに代表されるようなグローバルイシューに関係する指標の策定、そして、指標作り、それから、新しいデータソースの発掘ですね。特にセンサスをはじめとするデータ整理ということで、開発途上国の技術支援ということにも従事しておりました。

というわけで、日本の統計情報については、申し訳ないのですが、大変心もとない次第なのですが、これまでの私の個人的な経験をベースに、グローバルな視点、特にデータの国際比較性、そういった点から所見を述べさせていただくことで、少しお役に立てればと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○樫委員長 富田委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。諮問第164号 住宅・土地統計調査の変更の答申案について、人口・社会統計部会の津谷部会長から御説明をお願いしたいと思います。津谷部会長、よろしくお願いいたします。

○津谷委員 ありがとうございます。それでは、住宅・土地統計調査の変更に関する答申案について報告いたします。

本件につきましては、昨年11月の統計委員会において諮問された後、2回にわたる部会審議を行い、その後、書面審議による議決を経て、本日配布されている資料2-1のとおり、答申案を取りまとめました。本調査については、この統計委員会においても、諮問の際に御意見を頂いておりましたので、今回お示ししている答申案では、可能な限りこの御意見を反映させる形で文書化をいたしております。

まず、「(1) 承認の適否」ですが、全体的な結論として、今回の変更については承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、審議の過程において、調査の実施に当たって留意が必要との意見が示された部分がございますので、具体的には、「(2) 理由等」の中で説明したいと思います。

最初に、「ア 標本設計の見直し等」についてです。

まず、「(ア) 標本調査区数の算定方法の見直し及び報告者数の削減」についてですが、aで、今回の変更内容を簡潔に整理した上で、bで、この変更が前回答申の際に示された課題に対応するものであり、調査結果の精度を維持しつつ、報告者及び調査事務の負担軽減を図り、調査を効率化するものであることから、「適当」としております。

また、2ページの「(イ) 標本配分の見直しの可否」ですが、aで、前回答申を踏まえた調査実施者における検討結果を記載した上で、bで、これへの評価として、人口1万5,000人未満の町村について、一定の精度を確保した上で結果を出すためには、前回答申で示された標本配分の見直しのみで対応できるものではなく、前回調査との比較で約3倍の標本調査区数が必要になること、また、このような大幅な負担増が生じる状況にあって、報告者及び調査事務の負担に見合うニーズが乏しいこと、この二つから、新たな対応を行わないことについて、「適当」としております。

「標本設計の見直し等」の最後ですが、「(ウ) 標本調査区の選定過程で用いる層別基準の見直し」については、平成15年調査以降、大きな変更がなされていないこともあり、今回、母集団のよりよい縮図となる標本を得るために見直しを行うものであり、「適当」としております。

次に、「イ 報告を求める事項の変更」についてです。まず、「(ア) 同居世帯に対する調査の見直し」についてです。これまで、同居世帯についても、主世帯とは別に、調査票への記入をお願いしていた方法を改め、主世帯に対して、同居世帯に関する必要最小限の事項を御回答いただくことに変更することが計画されております。

この変更に対する評価については、3ページのcで、同居世帯の出現率が低い一方で、調査員の事務負担が大きいこと、コロナ禍の中で、対面で接触することへの制約が大きくなっていることなどを踏まえたものであり、調査事務の負担軽減を図りつつ、同居世帯について把握すべき情報を精査し、必要な範囲で引き続き把握しようとするものであることから、「おおむね適当」としております。

ただし、dで、先ほど申し上げたとおり、同居世帯の把握方法が大きく変わることになりますので、これによって調査票への記入漏れが生じないように、同居世帯の定義について十分に周知する必要があることを指摘したいと考えております。

次に、「(イ) 住宅以外の建物に住んでいる世帯に対する調査の見直し」についてです。これについては、aで、従来の取扱いについて述べた上で、具体的な調査事項の変更内容を、bと4ページの表2で整理しております。そして、cで、この変更への評価として、同居世帯の変更と同様の背景を踏まえたものであり、報告者及び調査事務の負担軽減を図りつつ、必要とされる調査事項の範囲とのバランスを考慮したものであることから、「適当」としております。

続いて、「(ウ)」に移ります。ここでは変更事項が多岐にわたりますので、変更内容自体は、8ページの別紙にまとめております。そして、本文4ページのaにおいて、これらの変更について、利活用ニーズや報告者の負担軽減の観点、また、前回答申の課題を踏まえたものであることから、「おおむね適当」としております。

なお、「高齢者等のための設備等」という設問については、これまでの調査でも高齢者に限定しておらず、高齢者がいない住戸においてもこの質問に回答してもらう必要がありますが、一見すると、高齢者がいない住戸の場合、回答する必要がないと誤解される可能性があるとの御指摘を頂きましたので、これを受けて、調査票の記入要領等において、本項目の趣旨を分かりやすく説明すべきことについて指摘したいと考えております。

次に、「ウ 集計区分の変更」についてです。本調査における世帯の集計区分については、これまで「普通世帯」・「準世帯」という区分と、「主世帯」・「同居世帯」等という区分が併用されてきましたが、今回の変更により、「主世帯」・「同居世帯」等の区分に統一することが計画されております。これについては、近年の居住状況の変化により、「準世帯」に相当する世帯が非常に少なくなっており、「普通世帯」・「準世帯」の区分による集計を維持する必要性が乏しくなっていることを踏まえたものであり、「適当」としております。

次に、5ページに移ります。変更事項の最後は、「エ 調査方法の変更」についてです。今回の調査では、オンライン調査の方法について、いわゆる「オンラインID先行配布方式」から「オンラインID同時配布方式」にすることが計画されております。これについては、統計調査員や地方公共団体の事務負担の軽減を図るものであるとともに、調査の実施に当たり、オンライン回答率の維持・向上にも留意していることから、「適当」としております。

しかしながら、オンライン回答の更なる推進については、本調査だけに限らず、公的統計調査全般に関わる重要なテーマであり、今回の部会においても様々な御意見が出されました。そこで、答申案とは別に、「部会長メモ」を作成しておりますので、後ほど、これについて述べさせていただきたいと思っております。

以上が、今回の変更内容に関する部会としての評価となります。

次に、5ページの下「2」の部分で、前回答申において示された課題への対応状況の項目を設けております。前回答申では、枠囲みの①から③について、「今後の課題」としていたところですが、多くの項目について、今回の変更において対応が反映されておりますので、それらについては、答申案の該当箇所を記載しております。それ以外については、表3に記載した対応状況について「適当」としております。

最後に、6ページの下部分になりますが、今回の審議を通して想定される「今後の課題」について、「3」として、二つの課題を挙げております。

まず一つ目は、今回、同居世帯の把握方法が大きく変わることになりますので、調査結果の集計後に、前回調査の結果と比較することなどにより、同居世帯の把握方法の適切性について検証することを課題としております。

もう一つは、諮問時に川崎委員からも問題提起を頂きました調査票乙についてです。ここでは、社会情勢等の変化や、調査結果の利活用のニーズを検証した上で、本調査として

把握すべき調査事項や、より効率的な調査方法について、中長期的な視点から検討することを課題としております。

答申案についての説明は以上ですが、今回の審議を受けて、私の名義でメモを作成いたしましたので、併せて説明いたします。

資料２－２を御覧ください。

「１」は前置きですので、割愛いたします。

「２」以降についてですが、今回の部会審議において、住宅・土地統計調査にとどまらず、個人や世帯を対象とする統計調査一般におけるオンライン回答の更なる推進に向けた検討が必要ではないかとの意見が出されました。そこで、今後の改善に資するため、このメモにより記録にとどめることといたします。

オンライン調査は、報告者の負担軽減や、回答に当たって利便性の向上を図ることを可能とするだけでなく、集計作業の効率化や迅速化、集計結果の正確性の確保や向上などを図るためにも有効な手段です。しかし、統計調査員を動員して行う大規模な調査においては、オンライン回答の推進に当たり、オンライン回答を行うためのシステム自体の改善はもとより、調査票の提出状況について、統計調査員を含め、円滑に情報共有するための仕組みを整備・改善することも重要です。

特に、個人や世帯を対象とする統計調査の場合、報告者に高齢者が相当な割合で含まれる場合も少なくなく、今後の人口高齢化を見据えて、報告者がオンライン回答しやすいものになるようシステムを改善し続けることは、統計調査員が働きやすい環境を整備するためにも不可欠であると考えられます。

加えて、オンライン回答が定着すれば、紙媒体の調査票への依存を軽減することも可能になると考えられます。限りある資源の節約・有効活用という観点からも、オンライン回答と紙媒体の調査票の配布を、今後どのように組み合わせていくのかについて、検討する余地があると考えられます。

以上のような問題意識を踏まえつつ、引き続き、オンライン調査の更なる推進と改善が検討されることを希望いたします。

私からは以上でございます。

○**樫委員長** 津谷部会長、御説明ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問などあれば、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

川崎委員、よろしく申し上げます。

○**川崎委員** ありがとうございます。川崎です。この度の答申案、私は拝見しまして、全くそのとおりで賛成です。特に、11月の委員会の席で、私から少し意見を申し上げたのですが、それについても丁寧に取り上げていただき、ありがとうございます。

内容面で全体を拝見しましても、やはり大事な点を全て網羅しておられるということに賛成で、「部会長メモ」も含めまして、私からは支持させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○**樫委員長** 川崎委員、どうもありがとうございます。

続きまして、清原委員、手が挙がっています。よろしく申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。ただ今の御説明で、本当にこれまでの御検討が充実した答申案になったと受け止めさせていただきます。特に「部会長メモ」に大変重要な示唆が書かれております。と申しますのも、今回、長引くコロナ禍を経験して、対象者の皆様の負担を軽減しつつ、適切な統計調査を実施するために、オンライン調査の実施ということは極めて重要な課題になりました。「部会長メモ」に書かれておりますように、とりわけ3番目に書いてくださった、「単に利便性の向上を図ることを可能とするだけでなく、集計作業の効率化や迅速化、集計結果の正確性の確保向上に有効である。ただし、統計調査員を動員しての調査については、一定の環境整備も伴う」という御指摘は、極めて重要なポイントだと受け止めさせていただきました。今回、諮問された内容についての答申だけではなくて、この「部会長メモ」を通して、オンラインの回答に向けての環境整備が、更に、これを契機に進展することを願っております。そして、答申案に賛成いたします。

ありがとうございました。以上です。

○樫委員長 清原委員、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

特に御意見ないようですので、取りまとめたいと存じます。

本調査は、調査現場の職員、とりわけ、統計調査員の負担が大きな調査の一つと認識されているところです。今回の変更では、標本設計や調査事項、調査方法といった様々な面で、事務負担の軽減による調査の効率化が図られることとされております。これは調査の継続的な実施への取組として、大変望ましいものと考えます。

また、報告者の負担軽減に配慮した変更も予定されておりますけれども、ロングフォームである調査票乙の調査事項の取扱いについて、本委員会に諮問された際に示された川崎委員からの意見が今後の課題として明確化されたことは、本調査の様々な利活用を考えたとき、今後も重要な検討課題になると存じます。

さらに、津谷部会長から、「部会長メモ」として報告がありました、オンライン調査の更なる推進については、清原委員も御指摘のとおり、これまで公的統計基本計画に累次にわたって盛り込まれてきた非常に重要なテーマだと思います。今回の報告は、特に個人や世帯を対象とする大規模統計調査を念頭に、今後の更なる人口高齢化を見据えたとき、その検討の視点を提供いただいております、大変有用なものだと思います。

是非、関係各位、今後、十分に御留意いただきたいと思います。と存じます。

それでは、答申案についてお諮りしたいと存じます。住宅・土地統計調査の変更についての統計委員会の答申は、資料2-1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりとさせていただきます。と存じます。どうもありがとうございました。

○津谷委員 ありがとうございました。

○樫委員長 それでは、次の議事に移らせていただきたいと思います。諮問第165号 法人土地・建物基本調査の変更の答申案について、サービス統計・企業統計部会の菅部会長か

ら御説明をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○菅委員 それでは、法人土地・建物基本調査の変更の答申案について、御報告いたします。本件については、昨年11月の統計委員会に諮問されて以降、2回の部会審議を行い、書面審議による議決を経て、資料3のとおり、取りまとめました。

まず、1ページの「承認の適否」ですが、全体的な結論として、今回の変更については、承認して差し支えないといたしました。その理由について、12月の統計委員会において行った審議状況報告から変更があった部分を中心に、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、1ページの「ア 調査系統及び調査方法の変更」のうち、(ア)については、前回の委員会での報告のとおり、適当と整理しました。

次に、(イ)については、報告者に対して、これまで郵送配布していたオンライン回答用のログイン情報について、電子メールによる配布を可能とするものです。これについては、1回目の部会において、報告者がオンラインで一度回答した内容を同システム上で修正できるようにする必要があるとの意見がありました。他方、前回の委員会において、ログイン情報の誤送信やなりすましなどのリスクへの対応の必要性について御意見がありましたので、2回目の部会では、これらの点についても、国土交通省に確認を行いました。答申案では、こうした対策の必要性を改めて指摘した上で、おおむね適当と整理しました。

次に、2ページ、「イ 調査票Aの変更」についてです。

(ア)については、前回の委員会での報告のとおり適当と整理しました。

なお、委員からは、土地の遊休化の状況の把握に資するよう、土地の管理状態に着目した調査事項の必要性について御意見がありましたので、今後の課題として指摘することとしました。

次に、3ページの(イ)については、報告者負担の軽減に資するものである一方で、建物の有形固定資産額の削除については、統計表章の取りやめによる利用者への影響も考えられるとの御意見もありました。この点について、国土交通省は、建物を対象として従前から行っている「建物資産額推計」の推計・表章で代替するなどとしていることから、特に問題ないと整理しました。

なお、委員からは、「建物資産額推計」の在り方に関する御意見もありましたが、本調査の変更に係る諮問審議であることを踏まえ、御意見は議事録にとどめることとし、答申案には盛り込んでおりません。

続いて、(ウ)については、前回の委員会での報告のとおり、おおむね適当と整理しました。4ページにお移りください。ただし、シェアオフィスについては、委員から、「国民経済計算との関係性も踏まえ、シェアオフィスを把握する意義を整理する必要がある」との御意見がありましたので、令和5年調査の結果も踏まえ、必要に応じて、調査事項の見直しを行うことを今後の課題として指摘しております。

続いて、(エ)については、前回の委員会での御報告のとおり、適当と整理しました。

「ウ 調査票Bの変更」についても、前回の委員会での報告のとおり、適当と整理しま

した。

「エ 調査票Cの変更」についても、前回の委員会での報告のとおり、おおむね適当と整理しました。ただし、委員から、土地の帳簿価格等の調査事項について、報告者が調査票の提出に際して、保有する税務・会計書類等との一致をチェックできるような仕組みを設けるよう御意見がありましたので、指摘することといたしました。

次に、「オ 公表の期日の変更」については、フロー部分の結果の公表を前倒しし、年次調査である土地保有・動態調査の令和5年結果の公表と同時期とする計画です。これについては、土地のフローに係る結果を毎年、定期的に公表できるようにするものであり、公表作業全体の遅延等の影響も想定されないとしていることから、適当と整理しました。

以上が今回の変更内容に関する部会としての評価になります。

次に、5ページの下の「2 平成29年答申における「今後の課題」への対応状況」についてです。前回答申では、6ページの枠囲みの①から③について、今後の課題としていたところですが、①については、既に2ページで御説明したとおりです。

次に、②については、調査対象である法人が外資系か否かの区分で集計することについて、調査事項の更なる追加、または法人番号を利用したデータリンケージの活用等について検討するものです。これについて、国土交通省は、重要土地等調査法の成立も踏まえ、本調査としては、特に新たな調査項目は設定せず、必要に応じて経済センサスなどの他の統計調査とリンケージさせ、特別集計等で対応することとしております。これについては、報告者負担を増加させることなく、利活用ニーズに対応しようとするものであり、おおむね適当であると整理しました。

ただし、今後の特別集計等の検討に当たっては、国土交通省内の関係する政策部局だけでなく、更に幅広い利用者ニーズを踏まえた上で、対応を図る必要があることを指摘しています。

次に、③の土地単位でのパネルデータの作成について、国土交通省は、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況を注視しつつ、パネルデータの作成に係る技術的課題と活用方策の検討、データの利用を念頭に置いた調査の見直しを進めることとしております。これについて取組の方向性として適当であるとしつつ、今後のパネルデータ作成に係る検討に当たっては、その費用と便益にも留意しながら、取組を進める必要があると指摘しています。

次に、6ページの下「3 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況」についてです。

まず、第Ⅲ期基本計画では、不動産関連統計の改善・体系的整備について、表4のとおり、①及び②の具体的施策が掲げられています。これらについて、基本計画の改定に向けた企画部会第2ワーキンググループの審議結果も踏まえ、①については、令和元年から新たに実施されている土地保有・動態調査により対応がなされており、適当であると整理しました。

また、②について、国土交通省において継続的に研究会が開催され、課題解決に向けた取組が進められているため、おおむね適当であると整理しました。ただし、今後の不動産

登記情報のデジタルデータの整備に伴う当該情報の活用といった課題も残されていることから、土地基本調査の作成方法の充実に向けて引き続き検討を行うことを「4 今後の課題」として指摘することとしています。

次に、行政記録情報等の活用について、本調査においては、都道府県が所有する森林簿を、標本設計や審査に活用することを検討しています。これについては、今後の行政記録情報等の更なる利活用も視野に入れて検討がなされていることから、適当であると整理しました。

最後に7ページの「4 今後の課題」については、次の二つを指摘しています。

一つ目については、今後の本調査の企画に当たって、土地基本調査の視点も含め、本調査の利活用ニーズを精査した上で、土地の管理状態に着目した調査事項の必要性やシェアオフィスの取扱い、既存の調査事項の削減等について検討することです。これについては、本件が諮問された際の委員会において、調査事項の見直しについて中長期的な課題として検討する必要があるとの意見も加味した上で、指摘するものです。

二つ目については、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、行政記録情報等の更なる活用や土地単位でのパネルデータの作成なども含め、土地基本調査の作成方法の充実及びそれを踏まえた本調査の改善に向けて検討することです。

私からの説明は以上です。

○**樫委員長** 菅部会長、御説明、どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明に対して、何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、私の方で取りまとめさせていただきます。

今回の申請では、調査の効率化や政策ニーズへの対応などの観点から、調査方法や調査事項の見直しなどが計画されました。答申案では、オンライン調査における報告者への一層の配慮や、将来的な調査事項の見直しなども含めて、本委員会において示された意見も踏まえて取りまとめいただいたと考えます。

また、不動産登記情報などの更なる活用を含めた土地基本調査の作成方法や本調査の改善に向けた検討についても、今後の課題として指摘していただきました。今後、我が国の土地所有及び利用状況の全体像の把握に向けて、行政記録情報の更なる利活用の推進の観点からも、重要な取組になるものと考えます。

国土交通省におかれましては、本答申案における指摘を踏まえて、令和5年調査をしっかりと実施していただくとともに、今後の課題につきましても、引き続き検討を行っていただくことをお願ひしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、答申案についてお諮りします。法人土地・建物基本調査の変更についての本委員会の答申は、資料3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** それでは、答申案のとおりといたします。どうもありがとうございました。

統計委員会では、本日、諮問第164号及び165号の答申をまとめることができました。諮

問第164号につきましては、津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属された委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。諮問第165号に対する答申につきましては、菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属された委員の皆様、部会の御審議、どうもありがとうございました。心から感謝申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。部会の審議状況についてでございます。人口・社会統計部会での医療施設調査・患者調査の変更に関する審議状況につきまして、部会長の津谷委員から御報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○津谷委員 ありがとうございます。それでは、医療施設調査・患者調査の変更に関する部会での審議状況について報告いたします。

本件については、昨年12月の統計委員会で諮問された後、第1回の部会を本月16日に開催いたしました。資料4を御覧ください。今回、変更申請のあった医療施設調査の静態調査、そして患者調査の二つの調査は、共に3年周期で医療機関を対象に行われるという共通点があり、また、相互に関係する調査でもあることから、これまでも一括して審議を行っております。今回の変更には、大きく言うと、調査事項、公表時期、そして標本抽出についての計画上の記載について三つの変更があります。

表の左の欄には、それぞれの事項ごとに該当する調査名を記載しておりますが、1回目の部会においては、これら三つの変更に加え、前回答申における今後の課題への対応状況についても審議を終えました。

なお、今回の部会審議では、本来の諮問対象事項ではありませんが、医療施設調査の動態調査について、昨年8月の統計委員会建議で示された課題への対応状況についても確認することが予定されております。そちらについては、次回の部会で議論する予定となっております。

それでは、1回目の部会の審議状況について説明いたします。

まず、調査事項の変更についてです。これは医療施設静態調査に関するものとなりますが、社会状況の変化やデータの利活用状況等を勘案して、例えば、ICU（特定集中治療室）に専従している医師の数を追加するものや、臨床研修医の有無及び人数の把握を取りやめることなどが予定されております。

これらの変更については、ほかのデータの整備状況も踏まえて、本調査で引き続き把握することが必要なか否かの観点から、そして報告者の負担軽減を勘案して行う変更であることから、「適当」と判断いたしました。部会では、変更全般について、「刻々と変わる医療政策の優先課題に即したものであり、変更目的も明確となっていること、また、コロナ禍の医療に携わる人的資源の把握も重要になってきていることから妥当と考える」という御意見を頂いたほか、「臨床研修医の把握を取りやめることについて、ほかのデータの整備状況や負担軽減の観点からは理解するが、病院の規模などの区分ごとの研修医配置状況も重要なデータであることから、行政記録情報と本調査をリンクさせた集計の提供も検討してほしい」といった意見が出されました。

次に、公表時期等の変更についてです。これは、医療施設静態調査と患者調査の両方に

該当するものですが、確定数の公表を早期化し、それを前提として、前回調査において暫定的に行った概数公表を取りやめ、公表を確定数に一本化することが計画されております。この変更については、統計作成に係る事務の効率化を図り、利活用ニーズの高い確定数の公表を早期化するものであることから、「適当」と判断いたしました。部会においても、統計の質を高めることと、調査票の作成や調査票の審査の効率化とのバランスを取った変更であり、合理的な対応と考えるとの御意見を頂いております。

次に、これは患者調査に関するものですが、標本抽出の手順について、受療行動調査における標本抽出との関係を調査計画に追記するというものです。これについては、近年始まったPDCAサイクルの一環として行われた自己点検の結果を踏まえ、標本抽出の流れを実態に即して明確にするものであり、「適当」と判断いたしました。

最後に、前回答申における今後の課題への対応状況ですが、2点ございます。

まず、オンライン調査の更なる推進については、前回の令和2年調査における対応の継続であることに加えて、コールセンターの更なる拡充や電子調査票の拡充等を実施するものであり、「適当」と判断しております。部会での意見としては、オンライン調査の普及・啓発だけでなく、都道府県などの調査票の経由機関に対して、審査ツールの更なる周知を行うなど、調査環境を整えていくことも重要といった御意見を頂きました。

もう1点の調査結果の適切な公表については、1の(2)の公表時期等の変更において対応がなされておりますので、割愛いたします。

以上が、第1回の部会での審査状況ですが、次回に持ち越した内容は特にございませんでした。

最後に、次回、2回目の部会についてですが、2月7日に開催を予定しております。冒頭でも申し上げたとおり、統計委員会の建議対応などについて、重点的に審議することを予定しております。審議事項は、表にも記載しておりますが、遅延調査票の取扱い、そして、統計委員会建議対応の過程で明らかになった事項への対応についてであり、その結果は、来月の統計委員会で報告したいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○**椿委員長** 津谷委員、御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしく願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと存じます。

まず1回目の部会で既に、本来の諮問事項である調査計画の変更については、一通り審議を終えられたとのことですがけれども、特にこのうち、確定数の公表早期化については、利活用の面で非常に望ましいことでもあり、将来的にも、今回整理された公表スケジュールが安定的に実行されていくことを期待したいと考えます。

次回部会では、統計委員会建議への対応状況を中心に確認が行われるとのことですがけれども、津谷部会長を始め、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、是非引き続き、審議のほどよろしく願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○津谷委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○椿委員長 それでは、次の議事に入らせてください。これも部会の審議状況についてです。産業統計部会での漁業センサスの変更に関する審議状況につきまして、部会長の川崎委員から御報告よろしくお願ひ申し上げます。

○川崎委員 川崎です。それでは、漁業センサスの変更に関する部会での審議状況について報告いたします。この件につきましては、昨年12月に統計委員会に諮問されまして、1回目の部会を1月11日に行いました。

それでは、画面に表示されています資料5を御覧ください。今回の主な変更点は、「調査系統」、「調査方法」、「調査の実施期間」、「調査事項」と四つございます。論点がそれほど多くなかったということもありまして、1回目の1月11日の部会で、全ての事項について審議を終えました。全体としては、適当と判断しておりますので、その辺りの内容をこの資料に沿いまして、御説明したいと思います。

まず、1番目の「調査系統の変更」についてです。この漁業センサスでは6種類の調査票がありまして、このうちの1種類だけは地方公共団体を経由して行われてきました。それ以外は、農林水産省の地方農政局等を経由して行われてきました。今回の変更では、地方農政局等を経由していた調査票について、民間委託するなどの対応が計画されています。これにつきましては、地方農政局等の職員の大幅な減少により、これまでの調査系統の維持が困難であるという中で、これまでと同様の調査を継続するために必要な対応ということで、部会としては適当と判断いたしました。

部会で出ました主な意見としましては、適切な民間事業者の選定に留意するとともに、これまでの調査事務のノウハウを民間事業者に引き継ぐことも計画されており、円滑な調査実施を継続する上で適切な対応が予定されているということで、評価する意見がありました。

次に、2番目の「調査方法の変更」についてです。変更点は3点ありまして、「変更内容等」のところに記載しております。一つ目は、調査員調査を主たる方法の一つとして行っている海面漁業調査の漁業経営体調査票について、郵送提出を可能とすることです。

二つ目は、それ以外の調査票について、調査方法はいろいろ分かれていたものを基本的に郵送・オンライン調査とすることです。

それから、三つ目はオンライン回答の方法を農林水産省独自の申請・届出システムであるeMAFFというものに統一するということです。

これらの3点につきまして、いずれも適当と整理しておりますが、特に新たな試みであるeMAFFの活用については、本格稼働してまだ間がないということでもあり、調査対象者への周知、広報の重要性について意見がありました。また、今後における利用の高度化に向けた期待も示されております。

次に、3番目の「調査の実施期間の変更」についてですが、これは調査の実施期間を拡大するというものです。これについては、調査系統及び調査方法の変更と連動しまして、引き続き円滑な統計調査の実施を確保するとともに、地方公共団体及び地方農政局等の事務負担に配慮するものということで、部会としては適当と判断しました。

これに関連しまして、部会では、審議協力者として参加していただいた地方公共団体の方から、業務スケジュールの事前共有と実査の過程における事務負担の配慮について御意見がありました。

最後に4番目の「調査事項の変更」についてです。今回は調査事項の削除はなく、小規模の追加・変更にとどまるというものでしたが、いずれについても、調査結果の利活用上の必要性を踏まえたものということで、部会としては適当と判断しております。

部会では特に、漁業経営体における輸出金額などの追加把握について意見が多くありました。農林水産省からは、これまで個々の漁業経営体における輸出の状況を把握したことがなかったという経緯を踏まえ、今回の調査で基礎的な情報把握を行い、その調査結果を踏まえて、次回以降において更に把握内容を検討したいという将来的な方向も示されました。これに対して、部会では好意的な御意見が出されました。

以上が、部会の審議状況でした。

最初にお話ししましたとおり、1回目の部会で、変更事項について一通りの審議が終わりましたので、答申案の取りまとめに早速入っていきたいと考えております。したがって、ウェブ開催による部会としてはこれで終了いたしまして、2回目の部会は、今月末以降、書面で開催して、答申案の確認をしていきたいと考えております。それを経て、来月の統計委員会で答申案をお示しできたらと考えております。

私からの説明は以上です。

○樫委員長 川崎委員、御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。

社会環境の変化や、調査実施部門における組織上の要因などによりまして、これまでと同様の計画が維持できない場合に、統計をどのような形で継続するかというのは、この調査に限らず、かなり大きな課題となっております。

今回の場合は、その課題に対して、専ら、調査事務の見直しや効率化で対応しようとしている事例だと認識しているところでございます。先ほど御報告がありましたように、既に一通りの審議はなされ、今後は、答申案の取りまとめということでした。川崎部会長を始め、産業統計部会に所属の委員の皆様、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日用意されております議事は以上でございます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中ですので、日時・場所につきましては別途御連絡いたします。

以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして、第187回統計委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。